平成29年度

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業

ZEHビルダー公募要領

平成29年9月

一般社団法人
環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

ZEHビルダー登録を申請される皆様へ

ZEHビルダー登録申請者は、虚偽の内容を含む申請をしてはなりません。

その内容に偽りがあることがZEHビルダー登録後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な申請をしてください。

不正をした事が明らかになった場合は当該ZEHビルダーが関連した補助対象事業者への補助金の交付決定取り消しや、既に支払った補助金の返還を求めることもあり得ますので、注意してください。

なお、登録されたZEHビルダーが関わる補助事業で補助対象事業者が導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助対象事業者とZEHビルダー（設計者・施工者）との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。

万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しません。

一般社団法人　環境共創イニシアチブ

INDEX

1 ZEHビルダー公募

1−1 ZEHビルダーとは …… 4
1−2 ZEHビルダーの役割 …… 4
1−3 ZEHビルダー登録 …… 5
（1）ZEHビルダー登録の要件 …… 5
（2）本事業におけるZEHビルダー毎の採択目安数 …… 6
1−4 ZEHビルダー登録の区分 …… 6
（1）登録の単位 …… 6
（2）地域による区分 …… 6
（3）住宅の種別による区分 …… 7
1−5 ZEHビルダー登録に必要な書類 …… 8
1−6 ZEHビルダー登録後の実績報告とその一部の公表 …… 8
1−7 ZEHビルダーの公募～公表 …… 9
（1）公募 …… 9
（2）ポータルサイトのID取得申込～IDの付与 …… 9
（3）ポータルサイトへの情報入力 …… 9
（4）ZEHビルダー登録申請 …… 10
（5）ZEHビルダーの確認と登録 …… 11
（6）ZEHビルダーの公表 …… 11
1−8 注意事項 …… 11
1−9 提出先および問合せ先 …… 11

2 ZEHビルダー実績報告

2−1 ZEHビルダー実績報告の流れ …… 13
（1）提出期間 …… 13
（2）ポータルサイトへの情報入力 …… 14
（3）ZEHビルダー実績報告書提出 …… 14
（4）ZEHビルダー実績報告書の確認と承認及び
1公募あたりの採択目安数通知 …… 15
（5）実績の公表 …… 16
2−2 提出先および問合せ先 …… 16
2−3 ZEHビルダー実績報告書出力フォーマット …… 17

3 関連情報（次年度以降の評価制度及びZEHビルダーマーク等について）

3−1 次年度のZEHビルダー公表について
（ZEHビルダー評価制度） …… 23
3−2 ZEHビルダーマークについて …… 24
（1）ZEHビルダーマークの使用対象 …… 24
（2）ZEHビルダーマークの使用目的 …… 24
（3）ZEHビルダーマーク使用申込～ダウンロードまでの流れ …… 24
（4）ZEHビルダーマーク使用に関する注意 …… 25

1. ZEHビルダー公募

本章は、本事業において新規でZEHビルダー公募に申請する方向けの情報となります。
平成28年度　ZEH支援事業においてZEHビルダー登録を受け、本事業で実績報告を行う方は、「2.ZEHビルダー実績報告」（P12）をご確認ください。

1　ZEHビルダー公募

1-1　ZEHビルダーとは

本事業の趣旨（一般公募要領P5参照）ならびに、「ZEHロードマップ」の意義に基づき、自社が受注する住宅のうちZEH（Nearly　ZEHを含む）が占める割合を2020年度（平成32年度）までに50％以上とする事業目標（以下「ZEH普及目標」という）を掲げるハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム業者、建売住宅販売者等をSIIは「ZEHビルダー」と定め、公募します。
SIIは、登録されたZEHビルダーをホームページで公表します。
また、政府は、登録されたZEHビルダーの情報を元にZEH普及に向けた更なる施策を検討する予定です。

1-2　ZEHビルダーの役割

ZEHビルダーは、自社のZEH（Nearly ZEHを含む）が占める割合を2020年度（平成32年度）までに50％以上となるZEH普及目標と2016年度（平成28年度）の実績（割合）を自社のホームページや会社概要などで公表して、これの実現に努めてください。
ZEHビルダーは、本事業の申請者が新築（または既存改修）するZEHの設計や建築工事および新築建売住宅を受注する立場となります。

・本事業では、SIIに登録されたZEHビルダーが設計、建築または販売を行う住宅であることが申請の要件となります。
・ZEHビルダーは手続代行者を兼務することができます。（手続代行者の業務については一般公募要領P33参照）
【注意】ZEHビルダーがZEH（Nearly ZEHを含む）の普及に向けた活動を行っていない場合や、SIIがZEHビルダーとして不適切と判断した場合、SIIは本事業のZEHビルダー登録を抹消することができるものとします。

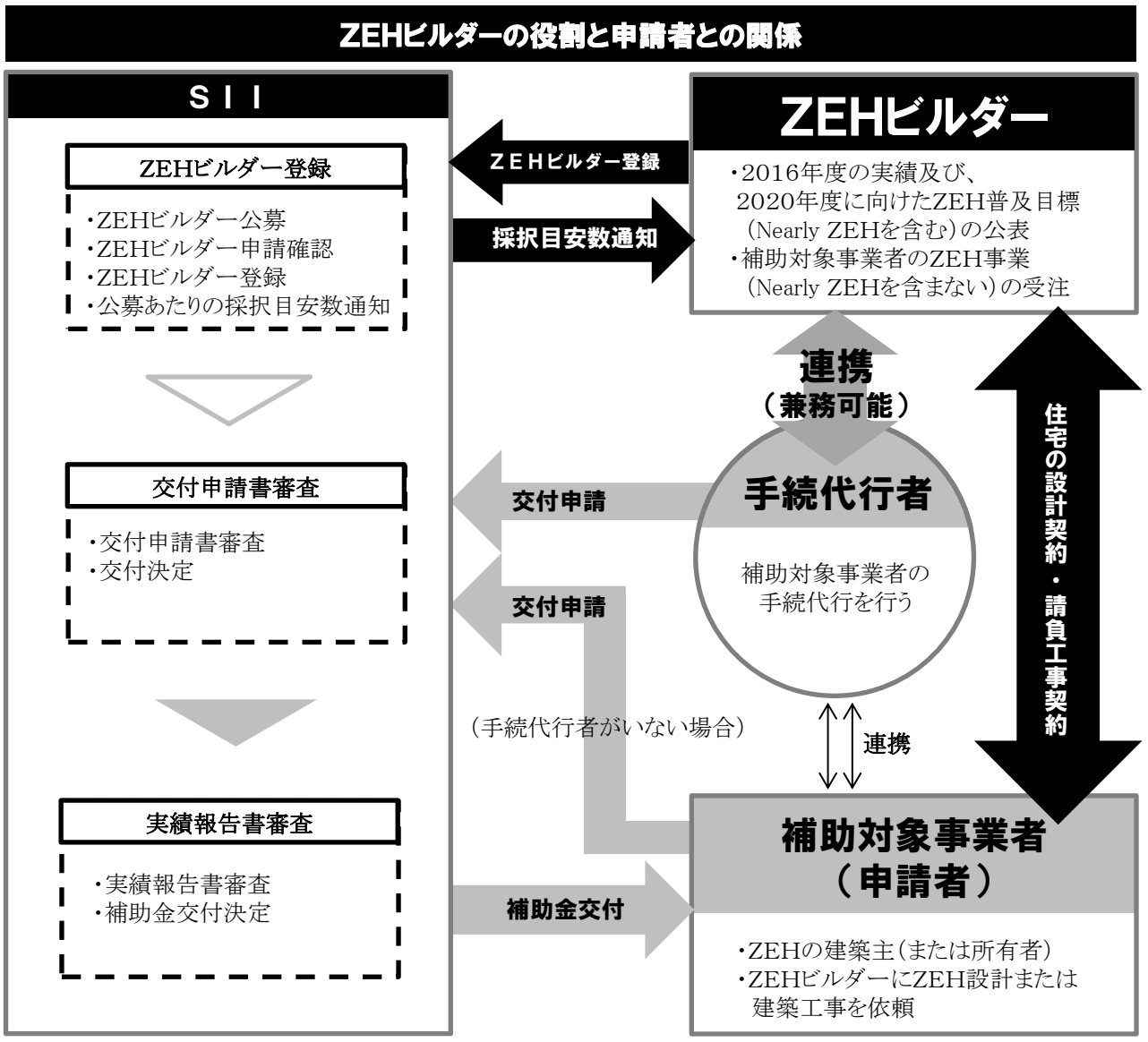

1 -3 ZEHビルダー登録

（1）ZEHビルダー登録の要件

ZEHビルダーに登録されるためには、以下の要件を満たす必要があります。

①「ZEH普及目標」（P4参照）を有していること。

・ZEH普及目標においては、2020年度（平成32年度）までの各年度におけるZEHの普及目標も併せて設定すること。（2019年度（平成31年度）までは、必ずしも50％以上とする必要はない）

・2016年度（平成28年度）については年間の建築総数（必須）及び、ZEHの普及目標（任意）、ZEHの普及実績（任意）を示すこと。

② 2016年度（平成28年度）のZEH普及実績およびZEH普及目標を自社ホームページ、会社概要または一般消費者の求めに応じて表示できる書類等で公表すること。

■ ZEH普及目標の掲載について

自社ホームページを有している場合は、そのホームページにZEH普及目標（2016年度（平成28年度）については年間の建築総数（必須）及び、ZEHの普及目標（任意）、ZEHの普及実績（任意））を明記してください。
また、登録申請するURLはトップページとし、ZEH普及目標はトップページに掲載するか、トップページ以外に掲載する場合は、ZEH普及目標掲載ページへのアクセスをしやすくなるように、表示等の工夫をお願い致します。

③ ZEH普及目標の達成に向けて、具体的な普及策を有していること。

④ ZEHの実績を報告するとともに、報告事項の一部を自社ホームページ、会社概要または一般消費者の求めに応じて表示できる書類等で、ZEH普及目標と併せて公表することに合意すること。

⑤ 経済産業省の所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。

（注）ZEH普及目標の建築件数の単位は、件数、戸数、軒数いずれでも構いません。また、建築件数については受注、着工、完工のいずれでも構いません。ただし、目標の単位と実績報告時の単位は同じものを用いてください。二世帯住宅や併用住宅の取扱いについても、各事業者が通常取り扱っている計上方法に則って頂いて構いません。

（注）ZEH普及目標の目標値が下がる変更は原則認めません。

（注）本事業において、新規でZEHビルダー登録を行う場合、申請時に2016年度（平成28年度）における年間の建築総数（必須）及び、ZEHの普及目標（任意）、ZEHの普及実績（任意）を提出することで 実績報告を完了したものとします。

（２）本事業におけるZEHビルダー毎の採択目安数

本事業では、SIIに登録されたZEHビルダー毎に2017年度（平成29年度）のZEH普及目標等に応じた1公募あたりの採択目安数を以下の算出方法により設定し、通知します。
各公募において事業規模を超える申請があった場合、採択目安数を超えた事業については採択順位が劣後します。

【1公募あたりの採択目安数算出方法】

① 2017年度（平成29年度）のZEH普及目標等に応じた算出値
採択目安数の設定にあたり、以下の要素により算出値を求めます。

■算出値の算出方法

（平成28年度における年間実績数）※1　×　（平成29年度 ZEH普及目標［%］）
×　（平成28年度 ZEH実績［%］）　／　（平成28年度 ZEH普及目標［%］）※2　※3

※1 ZEHビルダー登録申請時に提出する年間の建築総数
※2（平成28年度 ZEH実績[%]）　／　（平成28年度 ZEH普及目標[%]）の上限は「1」とする。
※3 本事業において新規でZEHビルダーに申請したZEHビルダーについては、
平成28年度ZEH実績[%]及び、平成28年度ZEH普及目標[%]がない場合（「0」の場合を含む）は
（平成28年度ZEH実績[%]）/（平成28年度ZEH普及目標[%]）を「1」として算出。

（注）平成28年度に登録を受けたZEHビルダーが平成28年度 ZEH普及目標を「0%」としていた場合、
算出値は「0」となります。

② 採択目安数の設定
①で算出した値に応じ、下表のとおり、1公募あたりの採択目安数を設定します。

算出値	1公募あたりの採択目安数
0以上 1，000未満	50
1，000以上 2，500未満	125
2，500以上 5，000未満	250
5，000以上	500

（注）　採択目安数は、当該ZEHビルダーにのみ通知し、一般公表は行いません。

1 -4 ZEHビルダー登録の区分

（１）登録の単位

ZEHビルダーの登録は、原則として1事業者につき1登録とします。
ただし、消費者に対し事実上同一の会社として活動を行っているグループ網（親会社・支社・支店・子会社・フランチャイズ等）の場合は、グループ網で1登録とします。（本社・本店等が当該グループ網を代表して登録してください。また、グループ網を分割してその一部のみを登録することはできません）

（２）地域による区分

ZEHビルダーの登録は、北海道の区分（A登録）と、北海道以外の都府県の区分（B登録）に分けて行います。
1事業者がA登録、B登録の両方に登録することは可能ですが、その場合、ZEH普及目標を「北海道」と「それ以外の都府県」のそれぞれで設定する必要があります。

※この場合において、「北海道」と「それ以外の都府県」とで目標数値の融通を行うことはできません。
北海道で供給する住宅の過半数をZEH（Nearly ZEHを含む）とする目標と、それ以外の都府県で供給する住宅の過半数をZEH（Nearly ZEHを含む）とする目標の二つを設定する必要があります。

（３）住宅の種別による区分

ZEHビルダーの登録は、「注文住宅」、「建売住宅」、「既存改修」の種別毎に登録します。

①「既存改修」に関するZEH普及目標については、その分母を「断熱改修及び住宅全体の改修」とします。
（「2020年度（平成32年度）までに、断熱改修及び住宅全体改修のうち、過半数がZEH化改修とする目標」をZEH普及目標として設定してください。水回り設備等の部分改修は対象から除外して構いません）

② 1事業者で、「注文住宅」、「建売住宅」、「既存改修」の複数区分について登録することが可能です。
単独区分の登録も可能です。

※複数区分を設定する場合において、異なる住宅種別間で目標数値の融通を行うことができます。
例えば、2020年度（平成32年度）時点において注文住宅で70％のZEH（Nearly　ZEHを含む）化目標、建売住宅で20％の ZEH（Nearly　ZEHを含む）化目標、注文住宅＋建売住宅で50％以上のZEH（Nearly　ZEHを含む）化目標を設定した場合、「注文住宅」「建売住宅」の二つの区分でZEHビルダー登録が可能です。

■ 複数区分を設定する場合における、異なる住宅種別間での目標数値の融通計算例

○注文住宅　240件のうち　168件をZEH（Nearly ZEHを含む）　・・・・・・・・・・・・ 168/240 = 70%
○建売住宅　　60件のうち　　12件がZEH（Nearly ZEHを含む）　・・・・・・・・・・・・　12/60 = 20%

この場合

○（**注文住宅＋建売住宅**＝300件）のうち180件がZEH（Nearly ZEHを含む）
・・・・・・・・・・・**180/300 = 60%**　＞50%

■ ZEHビルダー登録の例

	注文住宅	建売住宅	既存改修
A 登録（北海道）	○		
B 登録（他の都府県）	○	○	

1事業者が、上記の区分でZEHビルダー登録された場合、①北海道内での建築請負契約を行った注文住宅のZEH（1,2地域においては寒冷地特別強化外皮仕様のNearly ZEHを含む）、②北海道以外の都府県で建築請負契約を行った注文住宅のZEH、③北海道以外の都府県で販売する建売住宅のZEH、の3種類が補助対象となります。

この場合、「北海道の注文戸建についてのZEH、Nearly　ZEH過半数目標」、「北海道以外の都府県の注文戸建と建売住宅の合計についてのZEH、Nearly　ZEH過半数目標」の二つのZEH普及目標を設定し、登録を受ける必要があります。

1-5 ZEHビルダー登録に必要な書類

① 登録申請書
・ZEHビルダー登録申請書
・ZEHビルダーに係る誓約書
・暴力団排除に関する誓約事項
② ZEH（Nearly ZEHを含む）事業計画書
・2016年度（平成28年度）のZEH（Nearly ZEHを含む）年間実績（年間の建築総数（必須）及び、ZEHの普及目標（任意）、ZEHの普及実績（任意））
・2017年度（平成29年度）～2020年度（平成32年度）の年間建築目標（4年分）
各年度のZEH（Nearly ZEHを含む）受注の割合
※目標は、2020年度（平成32年度）にZEH（Nearly ZEHを含む）の割合が50%以上になっていることが求められます。
※A登録、B登録の両方に登録申請する場合には、それぞれ目標値を設定してください。（P6参照）
※注文住宅、建売住宅、既存改修の複数区分で登録申請する場合は、「A登録」内、「B登録」内で目標値の融通を行うことができます。（P7参照）
・目標達成に向けた具体策
1. ZEH（Nearly ZEHを含む）の周知・普及に向けた具体策
2. ZEH（Nearly ZEHを含む）のコストダウンに向けた具体策
3. その他の取り組みなど
③ 会社概要（実施体制図が分かるもの。カタログ等でも可）
※支店・代理店等がある場合は、支店網・フランチャイズ網なども明記してください。
④ 印鑑登録証明書（申請前3カ月以内に発行されたもの）
⑤ 各種許可証・登録証の写し（建設業の場合は原則、建設業許可証または特定建設業許可証の写し、建築設計事務所の場合は建築士事務所登録証の写し）
※建売住宅の区分でZEHビルダー登録する場合は、宅地建物取引業免許の写し
上記のいずれの資格も有しない場合は、住宅瑕疵担保責任保険法人との保険契約締結証明書の写し
⑥ ZEH（Nearly ZEHを含む）目標の公表資料（自由様式）

1-6 ZEHビルダー登録後の実績報告とその一部の公表

ZEHビルダーに登録された事業者は、事業年度終了後、以下の内容を年度ごとに報告する必要があるので、注意すること。（詳細はP12～21「2.ZEHビルダー実績報告」をご確認ください）

① 事業年度におけるZEH（Nearly ZEHを含む）の割合（登録された区分ごとに実績を分けて報告すること）
② ①の算出の根拠となる以下の資料
1.事業年度における住宅建築件数
2.事業年度におけるZEHの建築件数
3.事業年度におけるNearly ZEHの建築件数
③ ZEH（Nearly ZEHを含む）の普及に向けて行った取組内容
④ ZEH及びNearly ZEHの外皮性能（UA値）の分布（任意）
⑤ エネルギー消費削減率の分布（任意）
⑥ BELSの取得件数（任意）

・建築件数の単位（件数、戸数、軒数）は、ZEHビルダー登録時の単位と同じものを用いてください。
・ZEHビルダー登録時に設定したZEH普及目標を達成していなくても、そのことのみを理由として、ZEHビルダーの登録を取り消したり、補助金の返還を求めることはありません。
ただし、ZEH普及目標を達成しなかった場合には、その理由等の分析を行ってください。
・④～⑥は任意報告事項です。必ずしも報告しなくても構いませんが、できるだけご協力をお願いします。
・本報告は、2020年（平成32年）までの間、毎年度報告する必要があります。（本事業において登録を受けたZEHビルダーの 第1回目の報告は、2017年度（平成29年度）の実績内容を2018年度（平成30年度）に報告して頂きます。時期、提出先等は今後ZEHビルダーに登録された事業者にご連絡します）

上記報告事項のうち、「①事業年度におけるZEH（Nearly ZEHを含む）の割合」については、自社ホームページ、会社概要または一般消費者の求めに応じて表示できる書類等で公表すること。

・②～⑥については、公表しなくとも問題ありません。

（注）政府は、ZEHビルダーの登録情報や報告された内容を、ZEH普及状況の確認や公表、更なるZEH普及施策の実施や検討等に用いる予定ですので、予めご了承ください。
なお、この場合において、報告された情報は個人情報等に配慮して取り扱う予定です。

1-7 ZEHビルダーの公募～公表

ZEHビルダーの公募から公表までの手順は、以下の流れに沿って行います。

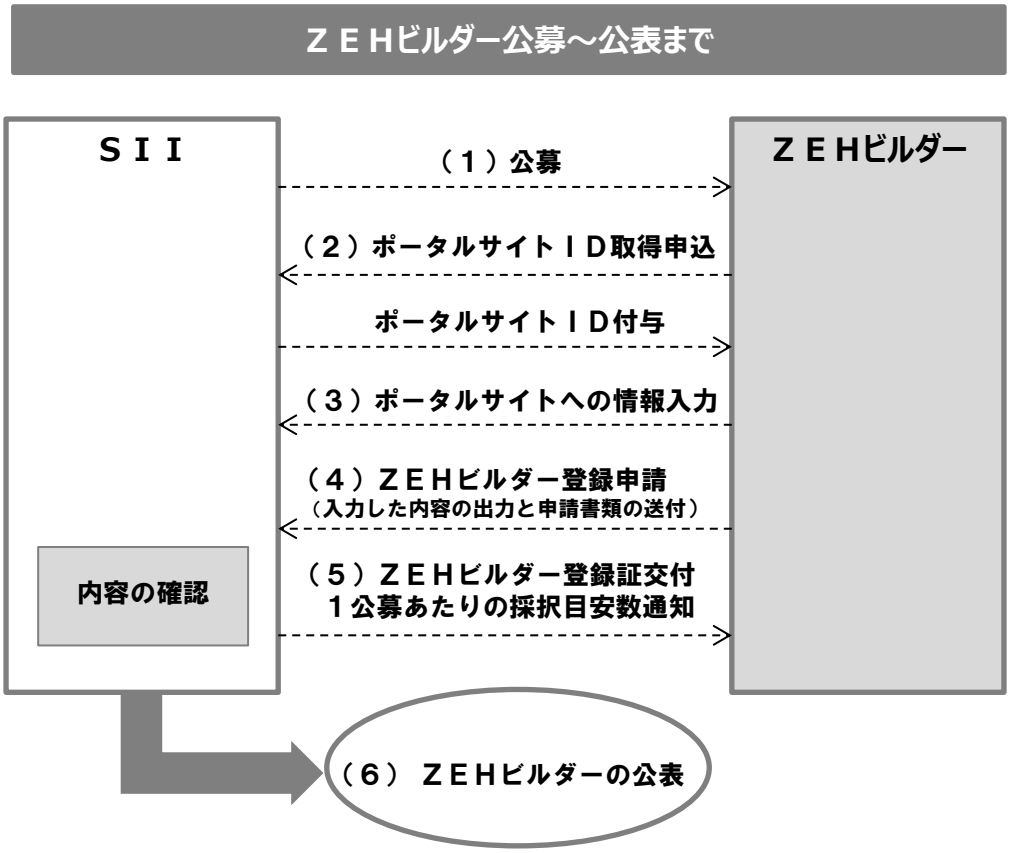

ZEHビルダー登録の申請は、インターネット環境ならびにEメールの送受信環境を利用して行います。
インターネット環境ならびにEメール送受信環境をお持ちでない方で、ZEHビルダー登録を希望する方は、その旨をSIIまでお問い合わせください。

（１）公募

SIIは以下の期日にZEHビルダーを公募します。

公募期間：　2017年（平成29年）4月4日（火）　～　2018年（平成30年）1月31日（水）　17時必着
第8回公表日　：　2017年（平成29年）10月　27日（金）［10月6日（金）17時必着］

※第9回以降については2017年（平成29年）11月以降、月に1回を目安に公表します。
詳細については、SIIホームページをご確認ください。

書類に不備等がある場合には、上記期日までに申請された場合でも、当該公表日に公表できないことがありますので、注意してください。

（２）ポータルサイトのID取得申込　～　IDの付与

ZEHビルダーの登録申請は、SIIがWEB上に設置するポータルサイトを活用して行ってください。
① SIIホームページからID取得の申込手続きを行ってください。
② ID取得申込後、登録したメールアドレス宛にアカウント情報（ID、パスワード）が通知されます。

※ ID取得申込以降のポータルサイトの運用についてはSIIホームページに掲載の「ZEHビルダー・ポータルサイト・マニュアル.pdf」を参照してください。

（３）ポータルサイトへの情報入力

アカウント情報を通知したメールに記載されているZEHポータルサイトのURLにアクセスして、
取得したID・パスワードでログインして必要事項を入力してください。

（4）ZEHビルダー登録申請

ZEHビルダーポータルサイトの入力が完了したら、PDF出力の「ビルダー登録申請書」ボタンおよび「ZEH事業計画書」ボタンをクリックしてポータルサイト上で生成されるPDF（下表No.①、②）を出力してください。
必要箇所に捺印し、下表③～⑥の書類と併せてSIIが指定する方法でファイリングし、送付してください。
なお、申請書類一式は原本の写しを控えとして手元に必ず保管してください。
※捺印は必ず「登録印」で行ってください。
※1事業者が「A登録」と「B登録」の両方に申請する場合は、同一のファイリングとすることで③～⑥の書類については共通の提出書類で可とします。

＜申請書類一覧＞

	インデックス名	様式	申請書類名称	ポータル出力	注意事項
①	登録申請書	指定（定型様式1）	ZEHビルダー登録申請書（ZEHビルダーに係る誓約書、暴力団排除に関する誓約事項を含む）	●	
②	事業計画書	指定（定型様式1）	ZEH事業計画書	●	
③	会社概要書	様式自由	会社概要書		カタログ等でも可 以下の内容が含まれること ・会社名 ・代表者 ・所在地 ・実施体制図
④	印鑑登録	原本	印鑑登録証明書		3カ月以内に発行されたもの
⑤	各種許可証・登録証	写し	各種許可証・登録証の写しまたは右記いずれの資格も有しない場合、住宅瑕疵担保責任保険法人の保険契約締結証明書の写し		建設業許可証・特定建設業許可証・建築士事務所登録証・宅地建物取引業免許等
⑥	目標公表資料	様式自由	ZEH目標公表資料		ホームページを印刷したもの、または会社概要等

（注）申請書類に不備・不足等がある場合は原則、申請を受理しませんので、ご注意ください。

＜ファイリング方法＞

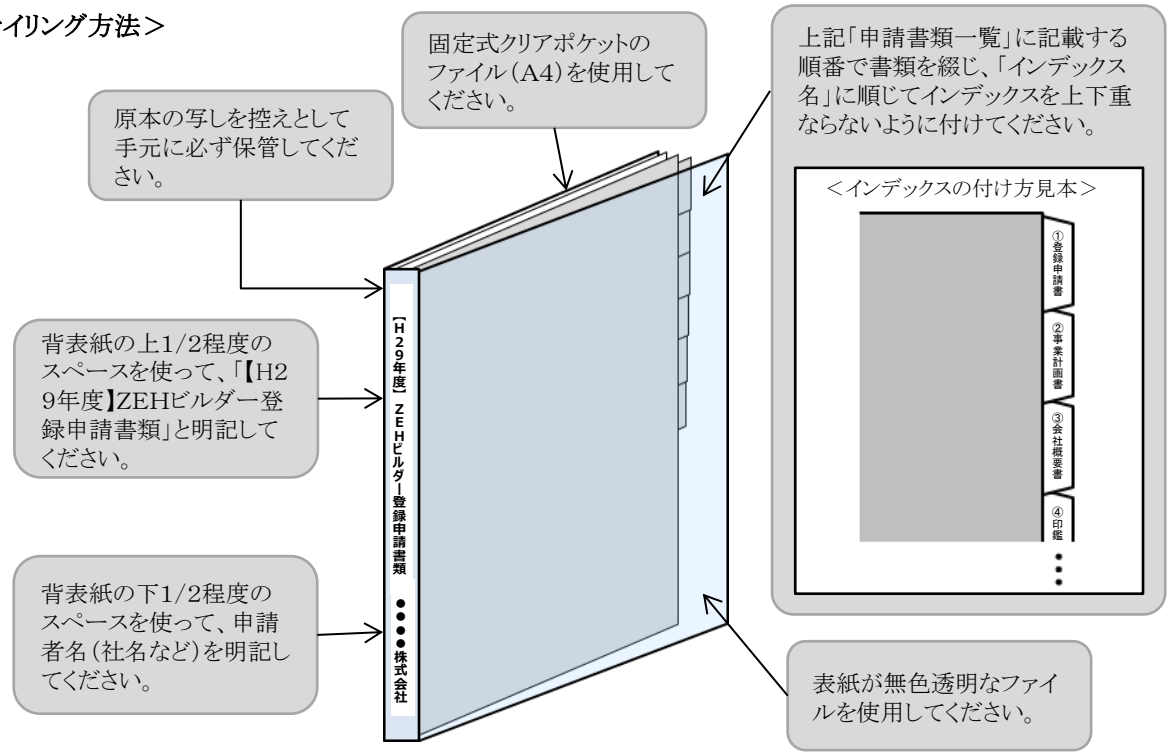

（5）ZEHビルダーの確認と登録

SIIは、公募期間中に届いたZEHビルダー登録申請内容について確認を行い、適正であると認めた申請者に対してZEHビルダー登録証を交付すると共に、1公募あたりの採択目安数を通知します。
また、登録されたZEHビルダーを定期的にSIIホームページにて公表します。
確認の結果は登録の可否に関わらず申請者に通知します。

（6）ZEHビルダーの公表

SIIでは確認が完了し、適正であると認めた登録申請者に対して、ZEHビルダーとして登録し、
下記の期日に公表します。

第8回公表日　：2017年（平成29年）10月27日（金）［10月6日（金）17時必着］

第9回以降については2017年（平成29年）11月以降、月に1回を目安に公表します。
公表日等のスケジュールについてはSIIホームページにて最新の情報をご確認ください。
※個別の問合わせについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

1 -8 注意事項

ZEHビルダーの登録申請を行う者は以下の点に注意してください。

①SIIが行う監査や検査、会計検査院による会計検査がある場合は必ずこれに協力してください。

②不正な方法でZEHビルダーに登録申請した場合、ZEHビルダーが正当な理由なく実績報告を行わない場合、ZEH（Nearly ZEHを含む）の割合の公表を行わない場合、虚偽の実績報告を行った場合、ZEH（Nearly ZEHを含む）の普及に向けた活動を全く行っていない場合等ZEHビルダーとして不適切であると判断した場合、SIIはZEHビルダー登録を抹消することができるものとします。また、ZEHビルダーによる不正行為によってZEHビルダー登録が抹消された場合には、その旨の公表のほか、これに関わった補助対象事業者への補助金の交付決定取り消しや、既に支払った補助金の返還を求めることもあり得ますので、ご注意ください。

③ZEHビルダーの登録内容に変更が生じた場合は、すみやかにSIIにその旨を報告し、その指示に従ってください。

1 -9 提出先および問合せ先

申請書類の提出先および問合せ先は以下の通りです。

【提出先】

〒104-0061　東京都中央区銀座2-16-7　恒産第3ビル9階
一般社団法人　環境共創イニシアチブ
『平成29年度　ZEHビルダー登録』 申請係
※「平成29年度　ZEHビルダー登録申請書在中」と必ず記入してください。

【発送の注意事項】

※SIIから申請者に対して申請書を受け取った旨の連絡は致しません。
配送状況が確認できる手段（簡易書留等）で送付してください。
※申請者または手続代行者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、
郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送出来ないので注意してください。
※申請書の持ち込みは受理しないので注意してください。

【問合せ先】

TEL:03-5565-4081（10時～17時　平日のみ）

2. ZEHビルダー実績報告

本章は、平成28年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業においてZEHビルダー登録を行ったZEHビルダーによる「平成28年度 ZEHビルダー実績報告」についての要領となります。
本事業において新規にZEHビルダー申請を行う方は、「1.ZEHビルダー公募」（P3）をご確認ください。

2 ZEHビルダー実績報告

平成28年度ZEH支援事業において、ZEHビルダー登録を受け、公表されたZEHビルダーは、申請時に設定した2016年度（平成28年度）の目標に対する実績報告書をSIIが定める期間内に提出する必要があります。
また、SIIは、提出された2016年度（平成28年度）のZEH普及実績等に応じてZEHビルダー毎に、本事業における1公募あたりの採択目安数を設定し、これを通知します。
なお、ZEHビルダー毎の2016年度（平成28年度）におけるZEH普及実績（割合）は2020年度（平成32年度）までのZEH普及目標と合せてSIIホームページにて公表します。

※ZEHビルダーは、2020年度（平成32年度）までのZEH普及目標と合せて、SIIに報告した2016年度（平成28年度）の実績報告を自社のホームページ、会社概要または一般消費者の求めに応じて表示できる書類等で公表する必要があります。

※平成28年度ZEH支援事業でSIIの登録を受けたZEHビルダーが本事業で申請する住宅に関与する場合、実績報告書を提出し、公表されていることが要件となります。

2-1 ZEHビルダー実績報告の流れ

ZEHビルダー実績報告は以下の流れに沿って行います。

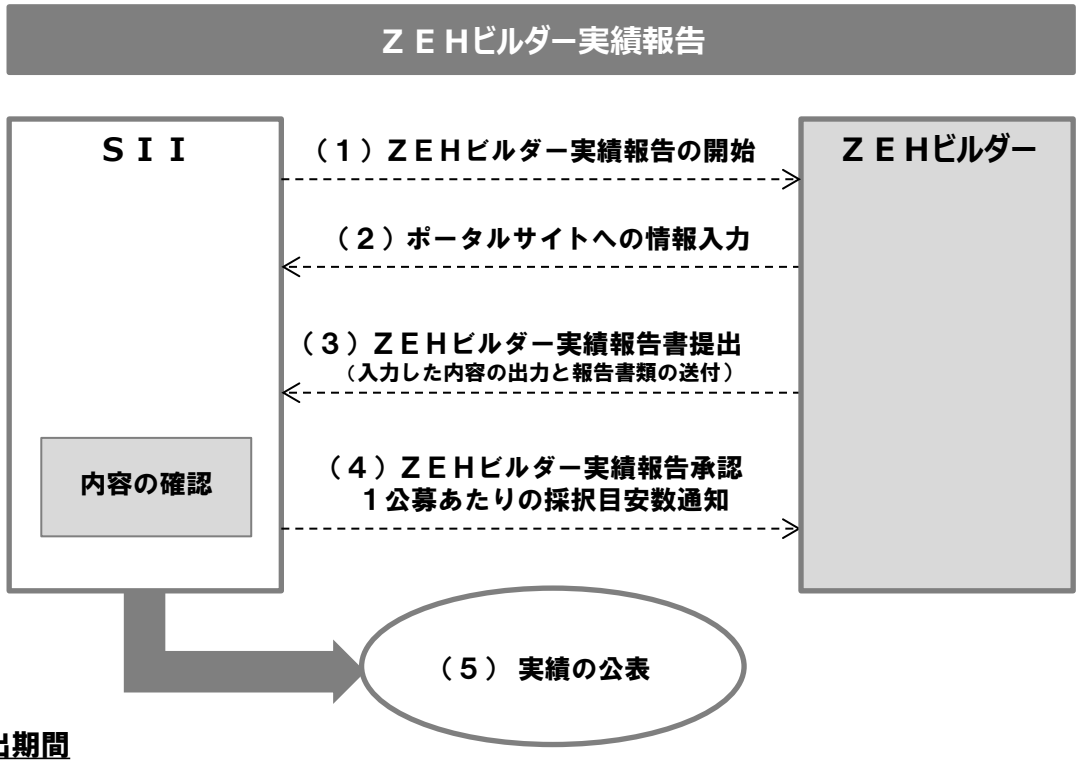

（1）提出期間

ZEHビルダーは以下の期間内にZEHビルダー実績報告書を提出してください。

実績報告期間： 2017年（平成29年）4月4日（月） ～ 2017年（平成29年）4月28日（金） 17時必着

【ZEHビルダー実績報告　追加提出期間について】

ZEHビルダー実績報告書を未提出のZEHビルダーが、追加提出期間にZEHビルダー実績報告書の提出を行った場合は、これを受付けるとともに、そのZEHビルダーが関与する住宅の補助事業への申請も受付けるものとします。

ZEHビルダー実績報告 追加提出期間：2017年（平成29年）9月13日（水）～2017年（平成29年）10月10日（火） 17時必着

ただし、各公募への申請を行う場合は、当該公募期間の締切までにZEHビルダー実績報告書を提出してください。

八次公募：2017年（平成29年） 9月20日（水） 17時必着
九次公募：2017年（平成29年） 9月29日（金） 17時必着
十次公募：2017年（平成29年）10月10日（火） 17時必着
※申請状況を踏まえ、十分な想定補助件数を確保できない場合は、一部の公募を実施しないことがあります。

（２）ポータルサイトへの情報入力

平成28年度ZEH支援事業において、ZEHビルダー登録申請を行った際に取得したポータルサイトのID、パスワードを利用してZEHビルダー・ポータルサイトにログインして必要事項を入力してください。
なお、平成28年度の実績報告時に限り、2017年度（平成29年度）以降のZEH普及目標を下方修正することを認めますが、ZEHビルダー毎に設定する採択目安数や今後詳細が検討されるZEHビルダー評価制度（P23参照）に影響がでることに十分に注意してください。

（３）ZEHビルダー実績報告書提出

ZEHビルダー・ポータルサイトへの入力が完了したら、PDF出力の「ZEHビルダー実績報告（頭紙）」および「ZEHビルダー実績報告」ボタンをクリックして、ポータルサイト上で生成されるPDFを出力してください。
必要箇所に捺印し、下表①～②の書類を併せてSIIが指定する方法でファイリングし、送付してください。
なお、実績報告書類一式は原本の写しを控えとして手元に必ず保管してください。
※捺印は必ず「登録印」で行ってください。

＜提出書類一覧＞

No	様式	申請書類名称	ポータル出力	注意事項
①	指定（定型様式1）	ZEHビルダー実績報告書	●	
②	様式自由	ZEH普及実績及び目標公表資料		・ホームページを印刷したもの、または会社概要等 ・2016年度（平成28年度）の実績及び2017年度（平成29年度）～2020年度（平成32年度）の目標が掲載されていること

（注）申請書類に不備・不足等がある場合は原則、申請を受理しませんので、ご注意ください。

＜ファイリング方法＞

①ZEHビルダー実績報告書　②実績及び目標公表資料　クリアファイル（無色透明）

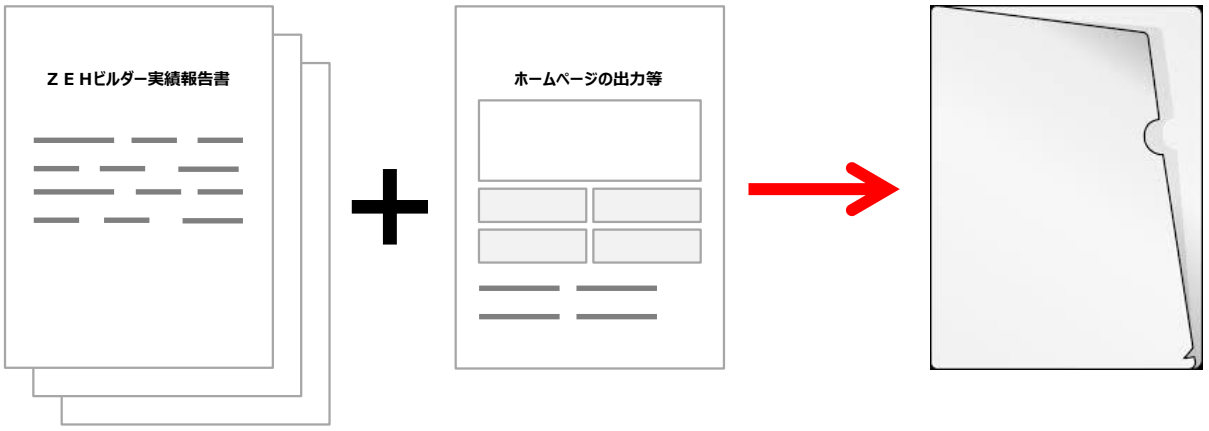

ZEHビルダー・ポータルサイトで入力し、出力したもの（5枚）

実績及び目標が公表されているホームページの出力または会社案内等（様式自由）

①、②の順に無色透明なクリアファイルにファイリングしてSIIへ送付（P16参照）
※A登録、B登録両方で実績報告を行う場合は、別々のクリアファイルにファイリングをしたうえで送付は同一便で可とします。

（4）ZEHビルダー実績報告書の確認と承認及び1公募あたりの採択目安数通知

SIIは、実績報告期間中に届いたZEHビルダー実績報告内容について確認を行い、適正であると認めたZEHビルダーに通知書を送付します。
確認の結果は可否に関わらずZEHビルダーに通知します。

また、本事業では、提出された実績報告に基づき、ZEHビルダー毎に1公募あたりの採択目安数を以下の算出方法により設定し、通知します。
各公募において事業規模を超える申請があった場合、採択目安数を超えた事業については、採択順位が劣後します。

【1公募あたりの採択目安数算出方法】

① 2017年度（平成29年度）のZEH普及目標等に応じた算出値
採択目安数の設定にあたり、以下の要素により算出値を求めます。

■算出値の算出方法

（平成28年度における年間実績数）※1　×　（平成29年度 ZEH普及目標［%］）
×　（平成28年度 ZEH実績［%］）　／　（平成28年度 ZEH普及目標［%］）※2　※3

※1 ZEHビルダー実績報告時に提出する年間の建築総数
※2（平成28年度 ZEH実績[%]）　／　（平成28年度 ZEH普及目標[%]）の上限は「1」とする。
※3 本事業において新規でZEHビルダーに申請したZEHビルダーについては、
平成28年度ZEH実績[%]及び、平成28年度ZEH普及目標[%]がない場合（「0」の場合を含む）は
（平成28年度ZEH実績[%]）/（平成28年度ZEH普及目標[%]）を「1」として算出。

（注）平成28年度に登録を受けたZEHビルダーが平成28年度 ZEH普及目標を「0%」としていた場合、
算出値は「0」となります。

② 採択目安数の設定
①で算出した値に応じ、下表のとおり、1公募あたりの採択目安数を設定します。

算出値	1公募あたりの採択目安数
0以上 1，000未満	50
1，000以上 2，500未満	125
2，500以上 5，000未満	250
5，000以上	500

（注）採択目安数は、当該ZEHビルダーにのみ通知し、一般公表は行いません。

（5）実績の公表

SIIでは、提出されたZEHビルダー実績報告書の確認が完了し、適正であると認めた場合、下記の期日にSIIホームページに掲載するZEHビルダー一覧において、ZEHビルダー毎に実績報告の実施有無及び2016年度（平成28年度）におけるZEH普及実績（割合）を公表します。

公　　表　　日　：　2017年（平成29年）　5月15日（月）
追 加 公 表 日　：　2017年（平成29年）　8月　4日（金）
追 加 公 表 日　：　2017年（平成29年）10月19日（木）

※ 一次公募の交付申請と同時に提出した平成28年度ZEHビルダー実績報告書については、6月16日（金）に公表を行います。

※ 詳細については、SIIホームページをご確認ください。

※ 個別の問合せについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

2 -2 提出先および問合せ先

実績報告書類の提出および問合せ先は以下の通りです。

【提出先】

〒104-0061　東京都中央区銀座2-16-7　恒産第3ビル9階
一般社団法人　環境共創イニシアチブ
『平成29年度　ZEHビルダー実績報告』 係
※「平成29年度　ZEHビルダー実績報告書在中」と必ず記入してください。

【発送の注意事項】

※SIIから申請者に対して申請書を受け取った旨の連絡は致しません。
配送状況が確認できる手段（簡易書留等）で送付してください。
※申請者または手続代行者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、
郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送出来ないので注意してください。
※申請書の持ち込みは受理しないので注意してください。

【問合せ先】

TEL:03-5565-4081（10時～17時　平日のみ）

2-3 ZEHビルダー実績報告書出力フォーマット

【定型様式1　ZEHビルダー実績報告書（1/5）】

ＺＥＨビルダー実績報告書

ＺＥＨビルダー登録番号

平成　　年　　月　　日

（　1　／　5　枚）

一般社団法人　環境共創イニシアチブ

代　表　理　事　　赤池　学　殿

登録申請者　郵便番号

所在地

自動で入力

事業者名

代表者名

登録印

平成２９年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）

（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）

ＺＥＨビルダー実績報告書

平成２８年度　住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）において、ビルダー登録を受けたＺＥＨビルダー登録番号ＺＥＨ２８●-●●●●●-●●●のＺＥＨビルダー実績内容について責任をもち、虚偽、不正なく下記の通り報告します。

【定型様式1　ZEHビルダー実績報告書（2/5）】

ＺＥＨビルダー実績報告書

（　２　／　５　枚）

申請者の詳細

1. 資格情報

許可 （登録）証	
許可 （登録）番号	

2. 担当者情報（問合せ等で確実に対応できる実務担当者の連絡先を記入すること）

会社名						
所属						
担当者氏名						
住所	〒	-	都道府県		市区町村	
電話番号						
ＦＡＸ番号						
携帯電話番号						
Ｅ-ＭＡＩＬ						

自動で入力

【定型様式1　ZEHビルダー実績報告書（3/5）】

定型様式●　（ 3 ／ 5 枚）

ZEHビルダー　実績報告書

ZEHビルダー事業において、以下のとおり実績報告をさせていただきます。

1. ZEHビルダー情報

ZEHビルダー登録番号		グループ網数	
ZEHビルダー登録区分			
事業者名			
登録名称（屋号等）			
連絡先			
業種			
住宅の種別区分			
登録エリア			

自動で入力

2. ホームページトップ画面のURL（ZEH普及目標および実績が掲載されているか、掲載ページへのリンク等が貼られたホームページトップ画面のURLであること）

URL	

自動で入力

3. 実績報告及び年度毎の普及率目標数値変更　**＜一部公表＞公表については割合のみ行い、件・軒・戸数は非公表となります。**

※ZEH、NearlyZEH及び戸建住宅全体の合計の実績を記入すること。実績件数は、目標設定時に使用した単位（受注、着工、完工）と同じものを用いてください。

※平成29年度以降において、登録された目標数値の変更がある場合、該当箇所を記入してください。

なお、目標は平成32年にZEH普及率が50%以上となっていることが求められます。

注文・・・新築注文戸建住宅　建売・・・新築建売戸建住宅　既存改修・・・既存戸建住宅の改修　　単位　（　　）

①　②

		平成28年度					平成29年度			平成30年度			平成31年度			平成32年度		
		実績			普及目標		普及目標	普及目標修正値		普及目標	普及目標修正値		普及目標	普及目標修正値		普及目標	普及目標修正値	
		件・軒・戸数	割合															
ZEH	注文			%		%											%	
	建売			%		%											%	
	既存改修			%		%											%	
	合計			%		%											%	
Nearly　ZEH	注文			%		%											%	
	建売			%		%											%	
	既存改修			%		%		%			%			%			%	
	合計			%		%		%			%			%			%	
ZEH、Nearly ZEH の合計	注文			%		%		%			%			%			%	
	建売			%		%		%			%			%			%	
	既存改修			%		%		%			%			%			%	
	合計	Ⓐ		%		%		%			%			%			%	
ZEH、Nearly ZEH以外も含めた戸建住宅全体の合計	注文																	
	建売																	
	既存改修																	
	合計																	

自動で入力

①ポータルサイト上で黄色のセルに該当する項目を入力いただくとフォーマットに反映されます。
白色のセル（合計、割合及び目標値）に該当する項目については自動で表示されます。
※ＺＥＨビルダー登録区分（注文・建売・既存改修）に応じて入力が必要な項目は変わります。

②ＺＥＨビルダー登録時に入力した目標値が自動表示されます。
平成２９年度以降の目標値を修正する場合はポータルサイト上で青色のセルに該当する項目を入力いただくとフォーマットの値が更新されます。

【定型様式1　ZEHビルダー実績報告書（4/5）】

定型様式1（ 4 / 5 枚）

③

4-1. 平成28年度のZEH普及活動の総括　＜非公表＞

③ポータルサイト上の黄色のセルに該当する項目を入力いただくとフォーマットに反映されます。
※「４-２」は平成２８年度の普及率目標未達の場合、「５」は平成２９年度以降の普及率目標を変更している場合、入力は必須です。

4-2. 平成28年度の普及率目標未達の場合はその理由と今後の対策　＜非公表＞

5. 普及率目標変更の理由（平成29年度以降の普及率目標を変更している場合のみ）　＜非公表＞

6. ZEHビルダー　実績状況一覧【エリア別外皮性能分布】　＜非公表＞ ＜任意入力＞

④

ZEH、NealyZEHの合計	

UA値	地域区分 1	2	3	4	5	6	7	合計
0.10超～0.12以下								
0.12超～0.14以下								
0.14超～0.16以下								
0.16超～0.18以下								
0.18超～0.20以下								
0.20超～0.22以下								
0.22超～0.24以下								
0.24超～0.26以下								
0.26超～0.28以下								
0.28超～0.30以下								
0.30超～0.32以下								
0.32超～0.34以下								
0.34超～0.36以下								
0.36超～0.38以下								
0.38超～0.40相当以下								
0.40超～0.42以下								
0.42超～0.44以下								
0.44超～0.46以下								
0.46超～0.48以下								
0.48超～0.50相当以下								
0.50超～0.52以下								
0.52超～0.54以下								
0.54超～0.56以下								
0.56超～0.58以下								
0.58超～0.60相当以下								
合計								

⑤

④３/５ページ目の「Ⓐ」の件数（実績として入力されたＺＥＨ、Ｎｅａｒｌｙ　ＺＥＨの合計値）が自動で表示されます。

⑤UA値・地域区分ごとの平成２８年度実績件数をポータルサイト上で黄色のセルに該当する項目に入力いただくとフォーマットに反映されます。（なお、本欄は報告任意項目です。）
ポータルサイト上で白色のセル（合計）に該当する項目については自動で表示されます。

⑥

⑥「⑤」で入力いただいた値の合計値が自動で表示されます。

地域区分	件数
8	

⑦

⑦地域区分８については、ポータルサイト上の黄色のセルに該当する項目に件数を入力するとフォーマットに反映されます。

【定型様式1　ZEHビルダー実績報告書（5/5）】

定型様式1 （ 5 / 5 枚）

7. ZEHビルダー　実績状況一覧【エリア別エネルギー消費削減率
（その他一次エネルギー消費量・再生可能エネルギーを除く）】　＜非公表＞ ＜任意入力＞

⑧ ZEH、NealyZEHの合計

% ⑨	地域区分 1	2	3	4					
20以上～25未満									
25以上～30未満									
30以上～35未満									
35以上～40未満									
40以上～45未満									
45以上～50未満									
50以上～55未満									
55以上～60未満									
60以上～65未満									
65以上～70未満									
70以上～75未満									
75以上～80未満									
80以上～85未満									
85以上～90未満									
90以上～95未満									
95以上～100未満									
合計									⑩

⑧３/５ページ目の「Ⓐ」の件数（実績として入力されたＺＥＨ、Ｎｅａｒｌｙ　ＺＥＨの合計値）が自動で表示されます。

⑨エネルギー消費削減率（その他一次エネルギー消費量・再生可能エネルギーを除く）・地域区分ごとの平成２８年度実績件数をポータルサイト上で黄色のセルに該当する項目に入力いただくとフォーマットに反映されます。
（なお、本欄は報告任意項目です。）
ポータルサイト上で白色のセル（合計）に該当する項目については自動で表示されます。

⑩「⑨」で入力いただいた値の合計値が自動で表示されます。

8. ZEHビルダー　実績状況一覧【エリア別エネルギー消費削減率
（その他一次エネルギー消費量を除く・再生可能エネルギーを含む）】　＜非公表＞ ＜任意入力＞

⑧ ZEH、NealyZEHの合計

% ⑪	地域区分 1	2	3	4	5	6	7	8	合計
75以上～80未満									
80以上～85未満									
85以上～90未満									
90以上～95未満									
95以上～100未満									
100以上～105未満									
105以上～110未満									
110以上～115未満									
115以上～120未満									
120以上～125未満									
125以上～130未満									
130以上～135未満									
135以上～140未満									
140以上～145未満									
145以上～150未満									
150以上～155未満									
155以上～160未満									
160以上～165未満									
165以上～170未満									
170以上～175未満									
175以上～180未満									
180以上～185未満									
185以上～190未満									
190以上～195未満									
195以上～200未満									
200以上～									
合計									⑫

⑧３/５ページ目の「Ⓐ」の件数（実績として入力されたＺＥＨ、Ｎｅａｒｌｙ　ＺＥＨの合計値）が自動で表示されます。

⑪エネルギー消費削減率（その他一次エネルギー 消費量を除く・再生可能エネルギーを含む）・地域区分ごとの平成２８年度実績件数をポータルサイト上の黄色のセルに該当する項目に入力いただくとフォーマットに反映します。（なお、本欄は報告任意項目です。）
ポータルサイト上で白色のセル（合計）に該当する項目については自動で表示されます。

⑫「⑪」で入力いただいた値の合計値が自動で表示されます。

⑧１ページ目の「Ⓐ」の件数（実績として入力されたＺＥＨ、Ｎｅａｒｌｙ　ＺＥＨの合計値）が自動で表示されます。

9. BELSの取得件数　＜非公表＞ ＜任意入力＞

⑧ ZEH、NealyZEHの総数	
⑬ うち　BELS取得件数	

⑬ ３/５ページ目の「Ⓐ」の件数のうち、BELSを取得している件数の合計を入力してください。

3. 関連情報

（次年度以降の評価制度及びZEHビルダーマーク等について）

3 関連情報（次年度以降の評価制度及びZEHビルダーマーク等について）

3 -1 次年度のZEHビルダー公表について（ZEHビルダー評価制度）

経済産業省 資源エネルギー庁では、ZEHビルダーのZEH普及への取組みの加速を促すため、ZEHビルダー毎に以下の項目に関する取組状況を評価し、表示する（星を付すること等）「ZEHビルダー評価制度」を検討しています。

・ZEHビルダー評価制度は、2017年度（平成29年度）を周知期間とし、2018年度（平成30年度）より運用を開始する予定です。
・具体的な内容については、経済産業省　資源エネルギー庁より運用開始までに公表される予定です。

＜ZEHビルダー評価制度の評価項目（案）＞

① 2017年度（平成29年度）のZEHビルダー実績報告を行っている。

② 2017年度（平成29年度）のZEHビルダー実績及び2018年度（平成30年度）以降のZEH普及目標を自社ホームページのトップまたは、それに準ずるページにて表示している。

③ 2017年度（平成29年度）にZEH（Nearly ZEHを含む）建築実績を有する。

④ ZEH普及目標について、2017年度（平成29年度）実績が2017年度（平成29年度）目標を達成している、または2017年度（平成29年度）実績が、50％以上を達成している。

⑤ ZEHビルダー実績報告の際にZEH及びNearly ZEHのUA値、並びにエネルギー消費削減率の分布の報告がある。

3 -2 ZEHビルダーマークについて

SIIでは、登録されたZEHビルダーを対象として、ZEHビルダーマークの使用申込を受け付けています。
ZEHビルダーマークは、SIIに登録されたZEHビルダーのみが使用できます。
ZEHビルダーマークの使用申込は、SIIホームページ上で随時受付しており、ダウンロードされたZEHビルダーマークには、ZEHビルダー毎に付与されているZEHビルダー登録番号が付番されます。
（ZEHビルダーマークは、ZEHビルダー登録番号を外した使用はできません）

■ZEHビルダーマークのサンプル

（1）ZEHビルダーマークの使用対象

平成28年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業または、本事業においてSIIに登録されたZEHビルダーのみ使用することができます。

（2）ZEHビルダーマークの使用目的

SIIに登録されたZEHビルダーが、販促・宣伝等の活動を行う際に、ZEHビルダーである旨を示す事を目的として、マークを使用することができます。
なお、上記で示した目的外の使用は禁止します。

＜使用例＞
社員の名刺、ホームページ、広告媒体への掲載、カタログやパンフレット類への掲載、各種ノベルティグッズ展開、展示会場等におけるサインなど。

※使用の際は、ダウンロードファイルに同梱される「ZEHビルダーマーク使用ガイドライン」を必ず確認してください。

（3）ZEHビルダーマーク使用申込～ダウンロードまでの流れ

ZEHビルダーマークの使用を希望するZEHビルダーは、ZEHビルダーマーク特設ページにアクセスし、必要事項を入力のうえ、ZEHビルダーマークをダウンロードしてください。

ZEHビルダーマークダウンロードの流れ

1. ZEHビルダーマーク特設ページ　http://sii.or.jp/zeh29/logo/ にアクセスして必要事項を入力（ZEHビルダー登録情報が必要です）

↓

2. 入力したメールアドレス宛にダウンロードページへのURLが記載されたメールが送信されます

↓

3. ダウンロードページにアクセスして、ZEHビルダーマークをダウンロードしてください

（４）ZEHビルダーマーク使用に関する注意

① ZEHビルダーマークの使用に際しては、ダウンロードファイルに同梱される「ZEHビルダーマーク使用許諾規定」及び「ZEHビルダーマークガイドライン」の内容を必ず確認し、これを順守してください。

② ZEHビルダーマークの使用申込及びダウンロードは、ZEHビルダー1社につき1回となります。
ZEHビルダー登録申請を行った実務担当者が支店、フランチャイズ等のグループ網を代表して使用申込を行ってください。また、グループ網（支店、フランチャイズ等）でZEHビルダーマークを使用する際は、管理者を選定いただくなど取扱いには十分にご注意ください。

③ 利用条件に反してZEHビルダーマークを使用した場合や禁止行為をした場合、ZEHビルダーマークの使用停止を通知する場合があります。その際はZEHビルダーマークを除去し、使用を停止してください。